

## 第 10 回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成 28 年 4 月 11 日（月）13:00～14:15

場 所：議事堂 6 階 601 委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員 13 人

資料：検討会資料

資料 1 三重県手話言語条例（仮称）検討会案（概要）

資料 2 三重県手話言語条例（仮称）検討会案

資料 3 執行部からの意見一覧表

資料 4 三重県手話言語条例（仮称）前文案（たたき台）

委員：ただ今から、第 10 回三重県手話言語に関する条例検討会を開催します。なお、委員のお一人から、少し遅れるとの連絡をいただいておりますので、このまま始めさせていただきます。

### 1 三重県手話言語条例（仮称）検討会案の検討

委員：資料 1 と資料 2 をご覧ください。前回の検討会での議論を踏まえ、「三重県手話言語条例（仮称） 検討会案」（検討会案）をとりまとめたところですが、その概要と検討会案を資料 1、資料 2 として用意いたしました。

検討会案については、前回の検討会でお示しした案から二点修正しております。

一点目ですが、手話による情報発信だけでなく、ろう者が手話によって意見表明等することができる趣旨も盛り込むべきとの意見を踏まえ、第 8 にその旨の文言を追加しました。

二点目ですが、手話の学習に関する規定が複数あることから、分かりやすく整備すべきとの意見を踏まえ、第 10 と第 11 について、見出しを修正しました。

### 執行部からの意見

委員：それでは、「事項 1 検討会案に対する意見の検討」に入ります。

まず、検討会案に対する執行部からの意見を報告し、その次に、各会派での検討結果の報告を行ってまいります。その後に、各会派の意見と執行部からの意見を検討いたします。

それでは、執行部の意見について事務局より報告させます。

事務局：それでは、資料 3 をご覧ください。こちらの方に執行部からの意見一覧をまとめさせていただきます。

まず 1 番目ですが、健康福祉部から、『「手話通訳を行う者」を「手話通訳者」に変更いただきたい』との意見がありました。これは、厚生労働省の通知にお

いて、厚生労働省の実施する手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた「手話通訳士」と都道府県等が実施する手話通訳者養成研修事業において登録された「手話通訳者」の二つを合わせて、一般的には「手話通訳者」とするとされていることから、今回の条例案においても「手話通訳者」という文言を使用させていただきたいという意見です。各条項のなかに「手話通訳を行う者」という文言が出てくるので、その際にもあらためて説明させていただきます。

2番目ですが、健康福祉部から、「第1 目的」関係について、検討会案の『「聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与すること」を、「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与するとともに、聴覚障害その他の障害の有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ること」に変更いただきたい』との意見がありました。少し長いので簡単に言いますと、前段の「共生社会の実現」と後段の「意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現」の順番を入れ替えてはどうかという意見と、もう一つが、検討会案では「聴覚障がいの有無にかかわらず」とありますが、執行部からは「聴覚障がいその他の障がいの有無にかかわらず」と修正してはどうかという意見です。その理由としては、「ろう者に関する目的は、障がい者全体に関する意見に含まれ、限定的な目的を先に記載し、全般的な目的を後に記載するのが良いと考える」ということです。

3番目として健康福祉部から、「第3 県の責務 ②」について、『「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者その他の手話を使うことができる者（以下、「手話通訳者等」という。）」に変更いただきたい』との意見がありました。「等」が入っているのは、「手話通訳者以外に、手話に関する知識を有する方がいることから、条例上は幅広く規定したうえで、第7で規定する協議会の意見をふまえ、運用することで、効果的な理解促進につながる」という意見です。

4番目として、「第3 県の責務 ③」の観光関係の部分について、『「県外からの観光旅客」と県外から特定する必要があるのか。県内外の観光旅客に同じ対応が望ましい』との意見がありました。また、意見というよりも質問ですが、『「観光地等の「等」について、どのようなものを想定しているのか』といった意見がありました。

5番目として、同じ観光の部分について、『「観光地等における手話を使用しやすい環境の整備」を、「観光地等において手話を使用しやすい環境の整備」に変更いただきたい』との意見があり、理由としては、『「観光地等における手話」と誤読された場合、観光地用の手話があるようにも読めることから、主旨を明確にしておく必要がある』とのことです。

6番目としては、「第5 県民の役割」関係について、『「手話通訳を行う者」

を、「手話通訳者等」に変更いただきたい』との意見がありまして、先ほどと同様の理由でございます。

7番目として、「第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等」関係について、一つ目は、『「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者」に変更いただきたい』という意見があり、こちらの意見には「等」が入っておりません。理由としては、『県では、手話通訳者の派遣を行っていることから、現状をふまえた条文としていただきたい』とのことです。二つ目は、『「ろう者からの相談に応じる拠点の支援」を「ろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保」に変更いただきたい』との意見です。理由としては、『県では、ろう者からの相談に応じる拠点としての機能を有する三重県聴覚障害者支援センターを設置し、指定管理制度により運営しており、現状をふまえた条文としていただきたい』とのことです。

8番目としては、「第9 手話通訳を行う人材の育成等」関係について、『「手話通訳を行う者等」を「手話通訳者等」、「手話通訳を行う者の派遣等」を「手話通訳者の派遣等」に変更いただきたい』との意見です。「手話通訳者の派遣等①」の方は、手話通訳者「等」となっておりません。

9番目は、「第10 手話の普及等」関係について、『「手話通訳を行う者等」を「手話通訳者等」に変更いただきたい』との意見です。理由としては先ほどと同じです。

10番目と11番目は、「第10 手話の普及等 ③」関係について、検討会案では、「県は、手話に関する学習が共生の精神の涵養に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を、促進するよう努めるものとする」とありますが、健康福祉部と教育委員会の双方から、『「促進するよう努める」を「支援するよう努める」に変更いただきたい』との意見がありました。理由としては、健康福祉部は、『保育行政は市町が主体であり、県は主体的な取組を支援するという観点から、「促進」を「支援」に変更していただきたい』とのことで、教育委員会は、『特別活動や総合的な学習等における各校の主体的な取組を支援するという観点から、「促進」を「支援」に変更していただきたい』とのことです。

12番目は、「第11 ろう児等の手話の普及等」関係について、教育委員会から意見や質問というよりも現在の取組ということで、『現在、聾学校では、幼稚部から高等部まで手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段によって学習指導や、教職員の手話技術の向上、ろう児の保護者への手話講習会、乳幼児教室における手話の指導を行っていることから、今後も引き続き、在籍する幼児児童生徒とその保護者が手話を学べる環境の整備に努めていく』ということでございます。

最後の13番目は、「第13 手話に関する調査研究」関係について、『「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者等」に変更いただきたい』との意見がありました。以上です。

### 各会派での検討結果

委員：それでは執行部からの意見は以上ということで、次は、各会派から検討結果を報告してもらいたいと思います。まず、新政みえからお願いします。

委員：新政みえは、特段の意見をいただいております。

委員：次に、自民党をお願いします。

委員：同じく特にございませんでした。

委員：次に、鷹山からお願いします。

委員：全体的には特に意見はありませんでしたが、市町に取組を強いるものではなく、また、市町の取組を邪魔するものではなく、支援するようなものにしてほしいとのことでした。

委員：次に公明党をお願いします。

委員：検討会案の方向でお願いします、とのことであつたので、特段ありません。

委員：次に、日本共産党をお願いします。

委員：「第14 財政上の措置」について、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」とあるのを、「努める」よりも一歩進めるということで、「講ずる」とした方が良いのではないかという意見がありました。他は特にありませんでした。

委員：次に能動からお願いします。

委員：一人会派ですので、特にございませんでした。

委員：次に大志からお願いします。

委員：同じく特にございませんでした。

委員：草の根運動みえは、本日は遅れておりますが、特に意見はないということで報告を受けております。これで各会派、執行部からの意見について承りました。

### 各意見の検討

委員：それでは、それぞれの意見について検討していきたいと思います。まずは、執行部の意見について、一つずつ皆様の意見をいただけたらと思います。

まず、執行部のNo1の『「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者」に変更いただきたい』という意見ですが、これは、No3以降にも同様の意見があるので、その際に議論いただきたいと思います。

No2は、文言の順を入れ替えた方が良いのではないかと、という意見と「聴覚障害その他の障がいの有無にかかわらず」という文言に修正してはどうか、という意見ですが、この点について委員の皆様から意見はございますか。正副座長で議論をしていたことから話をさせていただきますと、順番を入れ替えることは、執行部からの理由にあるように、「限定的な目的を先に記載し、全般的な目的を後に記載するのが良いと考える」という趣旨は理解できるし、内容が変わってしまうこともないと思われるので、入れ替えることに問題があるとは思いません。ただ、もう一点の「聴覚障害その他の障がいの有無にかかわ

らず」とすることについては、検討会の中で、今回の条例は基本的には手話に特化しようという議論があり、目的にこのような文言を入れることは、少し整合が取れなくなり、条例の趣旨があいまいになる可能性があるかもしれない、といった議論を正副座長の間ではしていました。修正することが駄目ということではないと思いますが、その辺りが気になるといった議論をしていました。この辺りも含めて委員の皆様の意見はどうですか。

**委員：**手話言語に特化した条例なので、「聴覚障害その他の障がいの有無にかかわらず」と修正する必要はないと考えます。

**委員：**他の委員の方はどうでしょうか。

**委員：**「共生社会の実現」を強調するために「聴覚障害その他の障がいの有無にかかわらず」という文言にするという趣旨だと思いますので、「共生社会の実現」という文言があれば、そのような修正は必要ないのではとも思います。

**委員：**「共生社会の実現」という文言があるので、「聴覚障害その他の障がいの有無にかかわらず」という文言にする必要はないとの意見でした。他の委員の方はどうでしょうか。

**委員：**文言を入れ替えることについて、執行部の理由には「限定的な目的を先に記載し」と書いてありますが、「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現」というのは、私は限定的な目的だとは思いません。「共生社会」をベースとして、その中で「活躍することができる社会」が実現されると思いますので、今のままの順番が良いのではないかと思います。

**委員：**他の方はどうでしょうか。

**委員：**私は、「活躍することができる社会」に重きを置いております。執行部は、前段が限定的な目的で、その後で全般的な目的を記載すると言っておりまして、確かに「聴覚障がいその他の障がいの有無にかかわらず」という文言を入れるのであれば、全般的な目的になるかとも思いますが、「共生社会の実現」を図るとともに、その後、ろう者の方が「活躍することができる社会」が実現されるという、いわばステップアップのようなイメージを持っており、そういった意味では、検討会の条例としては、今のままの順番の方が良いのではないかと思います。

**委員：**順番を入れ替えることで、大きく意味が変わるものではないということは共通の認識だと思います。執行部は、ろう者が「活躍することができる社会」を限定的な目的だと言っていますが、そうではないという委員の意見もありました。この点について執行部はどのように考えているのでしょうか。執行部がいない中で聴くのはどうかと思いますが、事務局の方で見解があればお願いします。

**事務局：**大きな目的として「共生社会の実現」があって、その「共生社会」の取組の中に「活躍することができる社会」が入っているという意味で、「共生社会」が広く、「活躍することができる社会」が限定的だと考えた上での意見ではないかと思います。

**委員：**委員から意見のあったとおり、「共生社会」が基盤となって、「ろう者がその意

欲と能力に応じて活躍することができる社会」が実現されるということを強調したいのであれば、当初の案のままということもあり得るかと思いますが、他の委員の皆様はどのように考えますか。

**委員**：対象になっている人数や幅を考えると、「共生社会」の方が広いとは思いますが、「上への伸び」ということを考えると、当初の案の順番の方が、より高みを指すということを強調できるのではないのでしょうか。

**委員**：当初の案の順番の方が、より思いがしっくりくるということであれば、執行部の意見は意見としつつ、検討会案としては当初の案のままということも可能だと思います。委員の強い思いも聴きましたので、当初の案のままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

**委員**：次に、No 3ですが、『「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者その他の手話を使うことができる者（以下、「手話通訳者等」という。）」に変更いただきたい』というもので、これ以降も「手話通訳を行う者」を「手話通訳者」又は「手話通訳者等」に変更いただきたいという意見があります。そのため、ここでまとめて議論をいただこうと思います。事務局から説明があったとおり、原案では「手話通訳を行う者」と書いていましたが、国の通知で「手話通訳者」という定義がされているということから、その文言を使用した方が良いのではないかと、また、それでは「手話通訳者」だけに限定されてしまうので、「手話通訳者その他の手話を使うことができる者（「手話通訳者等という。）」としてはどうかという意見です。これについて、委員の方からご意見をいただけますか。

**委員**：執行部の意見もよくわかりますが、「その他の手話を使うことができる者」とすると、「その他の」の「の」が「手話」だけにかかってしまうように読み取れるので、「その他手話を使うことができる者」などにしてはどうかと思います。

**委員**：過去の検討会でも「その他の手話」という点について議論があったところです。

**委員**：「その他」がかかる範囲をしっかりとしないといけないと思います。

**委員**：イメージとしては、「その他、手話を使うことができる者」ということでしょうか。「、」を入れることについて、事務局どうでしょうか。

**事務局**：ここで「、」を入れると、文章が切れてしまうかと思いますが。「その他手話を使うことができる者」とすれば、誤解は生じなくなると思います。また、「その他の」とすると「手話通訳者」が一例となるのですが、「その他」とすると「手話通訳者」と「手話を使うことができる者」が並列の関係になることになります。

**委員**：なるほど。「手話通訳者その他手話を使うことができる者」ということでよろしいのでしょうか。もう一点、「使うことができる者」について、これまでの条文では「使用することができる者」という書き方をしておりました。統一を図る意味で、「使うことができる者」は「使用することができる者」とした方が良くかと考えていました。できれば、先ほどの委員の意見も踏まえて、「手話通訳者そ

の他手話を使用することができる者」と修正したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**委員**：これに関連して、N o 6に『「手話通訳を行う者」を「手話通訳者等」に変更いただきたい』という意見があります。また、N o 7に『「手話通訳を行う者」を「手話通訳者」に変更いただきたい』という意見があります。ここは「等」がありませんが、これまでの検討会の議論を総合すると、派遣をするのは「手話通訳者」だけに限定されるものではなく、手話ができる方を派遣することも想定されるので、ここも「等」を入れた方が良いのではないかと考えております。基本的には全て「手話通訳者等」として方が良いのではないかとと思いますが、まとめてご議論いただけたらと思います。他には、N o 8、N o 9、N o 13があります。全て「手話通訳者等」と整理させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**委員**：「手話通訳者」の定義ですが、資料3のN o 1の②にある「手話通訳者」と、その後に出てくる「手話通訳者」のニュアンスが異なるかと思いますが、どうでしょうか。

**委員**：事務局どうでしょうか。

**事務局**：今回の条例でいう「手話通訳者」は、資料3 N o 1の①の「手話通訳士」と②の「手話通訳者」を含めたものとなります。そして、これ以外に実際に派遣されている方としては、同等の能力を有している方も派遣されることになっておりますので、「手話通訳者等」としているところです。

**委員**：「手話通訳者」の捉え方が、執行部とこの検討会とで異なっていないか、どうでしょうか。

**事務局**：N o 1の意見の中に、『手話通訳を行う者は①および②と解釈するのが一般的であることから、本条例においても、「手話通訳者」という文言としたうえで』とありますし、執行部にもこの点を確認したところ、「等」を入れても問題ないとのことでした。また、県が登録する②の「手話通訳者」だけを派遣しているということではないということでした。

**委員**：県が登録する②の「手話通訳者」とこの条例案の「手話通訳者」は異なりますよね。つまり、②だけの「手話通訳者」と①と②を合わせた「手話通訳者」があるということですね。それが少し分かりにくいのではないかと思います。

**委員**：条文の「手話通訳者」は①と②の両方を指していることを確認させていただきたいと思います。

**委員**：それでよく分かりました。例えば、逐条解説などでそれがよく分かるようにしていただけたらと思います。

**委員**：逐条解説を作る場合には、そのようにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。全て「手話通訳者等」と表現することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員：N o 4 ですが、『「県外からの観光旅客」と県外から特定する必要があるのか。県内外の観光旅客に同じ対応が望ましい』という意見です。この検討会の中では、県外を特出しして、という強い思いもあったかと思えます。原案のままか、執行部の意見を取り入れるか検討いただきたいと思えます。また、執行部から質問があります『観光地等の「等」について、どのようなものを想定しているのか』については、前回の検討会で事務局から説明がありましたが、旅行者だけではなく、滞在者や出張者など観光地以外にも滞在者等がいるということで、そのような方も含むということで観光地のみならずそれ以外も含むという意味で、「等」を入れております。この質問に対しては、そのように回答したいと考えております。そのため、委員の皆様からは、「県外からの」をどうするかについて意見をいただきたいと思えます。

委員：確かに指摘のとおり、県外と特定する必要はないように思うので。「県外からの」は除いても良いと思えます。

委員：他の方どうですか。いわゆる観光客に対しての施策もしっかりやるべきだ、というのを一つ三重県の特徴として設けたものですが、今、特に県外と書く必要もないとの意見をいただきました。

委員：県外と特定する必要はないと思えます。

委員：それでは執行部の意見のとおり、「県外からの」を削除するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員：N o 5 ですが、『「観光地等における手話を使用しやすい環境の整備」を、「観光地等において手話を使用しやすい環境の整備」に変更いただきたい』という意見です。「観光地等における手話」と「観光地用の手話」があと誤読されるおそれがあるということです。この点について、どうでしょうか。執行部意見のとおり修正させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員：次にN o 7のうち、『「ろう者からの相談に応じる拠点の支援」を「ろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保」に変更いただきたい』という意見について、いかがでしょうか。

委員：「拠点の機能の確保」が少し分かりにくいので、もう少し教えていただけますか。また、「現状を踏まえた条文としていただきたい」という執行部の意見についても、もう少し説明してください。

事務局：執行部が言っているのは、現在、聴覚障害者支援センターを拠点として県が行っているので、その機能を確保していくという意味合いだと理解しています。聴覚障害者支援センターには様々な機能があると思いますが、ろう者からの相談に応じるための機能を確保していくということであると理解しています。

委員：支援のみならず、自ら行うという趣旨が含まれた方が良いという提案というこ

とでしょうか。

**事務局**：支援ですと他者が行うことになりますので、現状、県自身がセンターで実施をしていますので、県自身が機能を確保していくという表現になったものと思われれます。

**委員**：ここは、参考人の方に来ていただいた際にも、今1か所である拠点を、何か所かに作ってほしいという声をいただきました。そういう意味も含めて、この条文を入れたこともありますので、執行部の意見のように「機能の確保」といった言い方の方が、これから主体的に拠点を何か所も作っていかないといけないよね、といった趣旨が広がるということもあるかと思えます。ご意見どうでしょうか。

**委員**：参考人から聴かせていただいた意見というのは、他の所にも拠点を作ってほしいということでした。そうするにはどのような文言が一番良いかと考えたときに、「拠点の機能の確保」は少し分かりにくいかなと思いましたが、自ら拠点を作っていくという広がりがあるのであれば、そのような表現とすることも理解できます。

**委員**：他の方がいかがですか。

**委員**：今の話で言うと、「機能の確保、拡充」としてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

**委員**：「機能の確保及び拡充」でしょうか。事務局どうでしょうか。

**事務局**：入れるとするならば、「及び拡充」という形で入れることになるかと思えます。

**委員**：他の方がいかがですか。

**委員**：現状聴覚障害者支援センターがあり活動しているので、機能確保をしても仕方がないということを考えれば、拡充を入れていただいた方が良いと思います。

**委員**：他の方がいかがですか。そうしましたら、「拠点の機能の確保及び拡充」に修正させていただきたいと思えます。

(異議なし)

**委員**：次にN○10です。執行部からは、「促進するよう努めるものとする」を「支援するよう努めるものとする」に変更いただきたい、との意見がありました。これについていかがでしょうか。市町が実施主体になることもあるから「支援」にしてはどうかとのことですが、「支援」だけですと、県が主体となった取組がないように思われてしまうのではないかと、と正副座長で議論をしていたところです。正副座長では、「支援」だけですと県が主体となった取組が抜けてしまうので、例えば、「実施し、又は支援する」として、県の主体的な取組も担保しつつ、市町に対する支援もするという整理もあり得るかな、といった議論をしておりました。

**委員**：「促進」の方が良いと思います。より一層気持ちが伝わるのではないかと思います。

**委員**：「促進」という言葉は、自らが主体的に行うこともあるし、相手を促すという

意味もありますので、正副座長の中でも「促進」のままでも良いのかなという議論もありました。原案のまま「促進」とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

**委員**：次にN o 11 ですが、これはN o 10 と同じ部分について、同様の理由で「促進」を「支援」に修正してはどうか、という意見ですので、「促進」のままにするということにさせていただきます。

N o 12 は修正意見ではありませんので、これで執行部からの意見については整理をさせていただきました。

次に各会派からいただいた意見について検討します。まず鷹山さんの意見ですが、市町の取組を当然縛るものではなく、条文にも市町との連携・協力ということで整理させていただきましたので、鷹山さんの趣旨には合致していると思いますので、そのようにさせていただきます。

次に、日本共産党さんから、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」とあるのを、「講ずるものとする」としてはどうかという意見がありました。この点は、以前に検討会でも議論をして、書きたい気持ちもありますが、なかなか他の条文との兼ね合いや知事の予算編成権との関係で、この部分を義務規定にするのは現実的には厳しいということで、努力規定とさせていただいたという経緯があります。これまでの議論の経過も踏まえて、ご理解をいただけないかと思っております。

**委員**：会派に諮った結果、せっかく条例を作るのならば、もう少しきっちりと書いてはどうかという意見があったので、この場で主張させていただきました。

**委員**：義務規定にするのは、議論の経過からするとなかなか難しいところもありますが、努力規定とはいっても財政上の措置に関して規定していますので、条例が制定した場合には、議員の方から執行部に対して財政上の措置をしっかりとやるように、といった議論をしていただくのは十分可能であると思えます。もちろん、パブコメで意見をいただいた場合には再度検討することになりますが、検討会案としては原案のままとさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

**委員**：はい。

**委員**：これで、執行部からの意見と各会派からの意見を順次検討して、検討会案として取りまとめをいたしました。事務局の方で、何か漏れなどはないでしょうか。

**事務局**：特にございませぬ。

**委員**：以上で、検討会案に対する意見の検討を終了いたします。

委員からいただきました意見を整理したものを「三重県手話言語条例（仮称案）」といたしたいと思えます。修正したものは後程皆様にお渡ししたいと思えます。なお、文言の調整については、正副座長にご一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。ご意見、ご発言がありましたら、お願いいたします。

(意見なし)

### パブリックコメントの実施等

委員： つきましては、先ほど決定した「三重県手話言語条例（仮称）案」について、パブリックコメントを実施したいと思います。パブリックコメントの実施期間は、4月13日（水）から5月12日（木）の1ヶ月とし、参考資料として、「三重県手話言語条例（仮称）案」とその概要を添付いたします。

なお、関係団体への意見照会も実施いたしたいと思います。

また、有識者としてお招きした筑波技術大学の杉豊教授と東京都北区議会の斉藤りえ議員、県外調査時に御助言を賜った全日本ろうあ連盟に対しても、本日とりまとめた「三重県手話言語条例（仮称）案」について、別途御報告いたしたいと思います。

パブリックコメント及び関係団体への意見照会の実施については、事務局に任せたいと思います。

### 前文案の提示

委員： 次に、三重県手話言語条例（仮称）に付す前文に関して協議いたします。

前文に関し、議論の参考となるよう、これまでに各委員からいただきましたご意見を踏まえ、正副座長にて資料4のとおり前文案を作成いたしました。前文案について、事務局に朗読させます。

事務局： それでは、資料4を読み上げます。

手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾(ろう)学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾(ろう)学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難く、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にある。手話はろう者にとっての声と言ふべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、南海トラフ地震等の災害の発生が予測される状況の下においては、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無に

かかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、県民が共生の精神を育むことに寄与し、障がい者の手話以外の意思疎通の手段を充実させ、障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

以上です。

**委員**：前文案に関し、ご意見がございましたら、お願いいたします。

**委員**：思いを入れていただけてありがたいと思っています。文言の点で、「手話は、物の名称」とありますが、「物の名称」とする必要はあるのかということと、「他人」とあるのは「他者」の方が良いのではないかと感じました。家族もいるのに、「他人」というのはどうかと思ったので、「他者」の方が良いのではないかとということです。

**委員**：この点について、事務局から何かあれば。

**事務局**：まず、「物の名称」についてですが、「物の」を付けないと固有名詞等も含めた幅広い意味になり、あいまいになるおそれがあると思いましたので、「物の名称」とさせていただきます。意味が重なる部分もあるかもしれませんが、「物の」としたのは、そういった趣旨でございます。「他者」と「他人」については、特段法制的に意味の違いは生じないところですが、「他人との意思疎通」というのは障害者基本法のなかで使用されている文言を使用しているものです。委員の方のご議論にお任せしたいと思います。

**委員**：ありがとうございます。「物の名称」については分かりました。「他人」と「他者」については、「他人」というのを一般的に読むと、家族以外の人と読めてしまうので、「他の人」や「他者」の方が分かりやすいのではないかと思います。どうでしょうか。

**事務局**：補足いたしますと、条例案の基本理念の部分でも「他人との意思疎通」という文言を使用しております。前文でも同じ表現としているところです。

**委員**：「他人」について、普段聴きなれている言葉と法律上の意味と若干受け止め方によって違いがあるかと思いますが、障害者基本法や条例案の基本理念の表現に合わせることも大事かと思しますので、「他人」とさせていただきます。よろしいでしょうか。

**委員**：そのような説明ができるのであれば、それで良いと思います。

**委員**：他の方どうでしょうか。

**委員**：5つ目の段落の「このような状況に鑑み」以降ですが、条文の目的部分を入れたものだと思いますが、「共生社会の実現」は最終的な窮極の目的だと思います。そして、次に「活躍することができる社会」と「障がい者の手話以外の意思疎通

の手段を充実させ、障がい者の情報の保障を図る」という目的があります。そのため、「聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現」という部分は後ろに持ってきた方が良いと感じています。

**委員**：前文の書きぶりは、目的規定の書きぶりと合わせた方が良いかと思しますので、調整させていただきます。他の方がいかがですか。

**委員**：「南海トラフ地震」について記載があり、よく分かって良いとは思いますが、地震にかかわらず集中豪雨等もありますし、また万が一、南海トラフ地震が発生した後にはどうするのかという疑問もあります。もう少し文言を考えてはどうかと思います。

**委員**：南海トラフ地震が一度起きたらそれで終わりというわけではないにしろ、おっしゃられる趣旨はよく分かります。災害のことについては皆様に意見をいただいて議論したところですので、そのことを前文にもしっかりと書きたいという思いでいしましたが、表現の仕方はもう一度検討させていただきます。「南海トラフ地震」と入れる必要性も含めて、事務局から何かありますか。

**事務局**：当初は、東日本大震災などの話もあったところ、三重県でも起こり得る災害ということで「南海トラフ地震」を書かせていただきましたが、代表的な例として書いているものですので、別の表現で、別の災害等も含めて一般的な表現にできればと考えております。

**委員**：委員の意見を参考に、正副座長で協議させていただきます。他はどうですか。

**委員**：確認も含めてですが、下から5行目辺りに「県民が共生の精神を育むことに寄与し、障がい者の手話以外の意思疎通の手段を充実させ、障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される」とありますが、ここの「障がい者」は、聴覚障がい者の方のみならず、全般の障がい者の方という理解でよろしいでしょうか。

**委員**：そうです。前者の「障がい者」も全般の障がい者ということでよいですかね。事務局どうですか。

**事務局**：前者と後者の「障がい者」ともに、聴覚障がい者以外の障がい者も含むものです。

**委員**：分かりました。ただ、そうしますと、もう少し分かりやすい表現の方がよいのではないのでしょうか。

もう一点、5つ目の段落の「このような状況に鑑み」以降ですが、先ほどの委員の発言と同じ考えで、前文と目的とでは、ちょっと意味合いが違うということで、順番を前後させた方が良いのかなという意見です。

**委員**：確かに、前文の「障がい者」について、分かりにくい部分もありましたので、整理させていただきます。他にいかがですか。よろしいでしょうか。前文につきましては、本日決めるというわけではありませんので、いただきましたご意見を踏まえ、次回の検討会において再度議論いたしたいと思います。

なお、前文については、条例本文とは異なり、直接法的効果を生ずるものではないことから、パブリックコメントの対象としないことといたします。

## 2 その他

### 次回の日程

委員：次回の検討会は、「パブリックコメントによる意見の検討」を行います。その際、前文、施行日、三重県障害者施策推進協議会に部会を置くための改正規定について協議し、条例案のとりまとめを行いたいと思います。

次回の検討会の日程ですが、5月24日（火）10:00 若しくは13:00 又は5月25日（水）13:00 から開催したいと思いますが、ご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回は、5月24日（火）13:00 から開催することといたします。その際には、パブリックコメントの意見が出ていると思いますので、その意見を踏まえて、もう一度条文の検討と、前文、施行日、三重県障害者施策推進協議会に部会を置くための改正規定について協議するという内容にさせていただきます。

本日の議題は以上です。他に委員の皆様から意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、これで本日の検討会は終了します。

なお、この後、委員協議を行います。委員の方は在席のままお待ちください。委員以外の方は、ご退室ください。

(14:15 終了)